

和歌山県個人情報の安全管理に関する基本的な考え方

平成 28 年 3 月 14 日 制定

平成 28 年 4 月 1 日 改正

1 個人情報の保護に関する考え方

和歌山県では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号）等に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を実現するため、この基本的な考え方を定めるものである。

2 個人情報の保護方針

個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報を適正に取り扱う。

(1) 法令等の遵守

個人情報の取扱いに関する法令等を遵守する。

(2) 安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄

個人情報は、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ適正に収集、保管、利用及び提供をするとともに、不要となった個人情報は速やかに廃棄する。

特に、特定個人情報であるときは、番号法において、収集、保管、利用及び提供ができる場合が限定されており、同法に基づき収集、保管、利用及び提供を行うこととする。

(4) 委託及び再委託

個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先（再委託を含む。）において、和歌山県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じるよう必要かつ適切な対応をすること。

(5) 継続的改善

個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置等を継続的に見直し、その改善に努める。

3 問い合わせ先

この基本的な考え方及び個人情報の開示請求等についての問い合わせ先は、総務部総務管理局総務課とする。また、各所属が保有する個人情報に関する問い合わせ先は、各所属とする。